

(答弁書第五十一号) 昭和二十二年九月二十五日配付

内閣参甲第六一号

昭和二十二年九月二十三日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小林勝馬君提出家賃値上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小林勝馬君提出家賃値上に関する質問に対する答弁書

本年九月一日から実施された「家賃修正率」によつて修正された家賃水準は貸主が貸家の維持管理に必要な最少限の経費をまかない得ることを目標とし、就中、修繕費について資材逼迫の現狀に照して必要最低限の補修が出来る程度の経費を見込んで定められたものである。従つて一般物價との關聯において見れば低いけれども、これを大巾に引上げるとは、借主である多数國民の生計費に重大な影響を及ぼすことにもなり、日本經濟の現狀の下では、困難であると考えゐる。

なお、政府としては善良な家主とのつり合い上からも惡徳家主に対してはこの際強力に取締る所存である。